

生命倫理学の諸問題

——人工妊娠中絶をめぐる議論を中心として——

平石 隆敏

日本においても脳死と臓器移植などの「生命倫理学」と総称される問題が表面化し始めている。それは一般的に言うならば、生命工学や医療技術などの先端技術が急激に進展し、その実用化が現実的な日程に上ってくることによって、伝統的な生命観・倫理観が否応なく巻き込まれた混乱に発するものと言えよう。そこには実にさまざまな主題が複雑多岐に渡って含まれており、ここで議論の全体を覆うことはできないので、特に「人工妊娠中絶」に関する議論に絞って考察したい。

「人工妊娠中絶」(以下「中絶」と略)に関する議論は、ひとえに「中絶は許容されるか否か」という点をめぐるものである。それでは「許容しうる」という主張はいかにして正当化しうるであろうか。この解答は主に二つの方向、すなわち、①「胎児の資格」問題②「中絶は殺人ではない」、③「権利の衝突」問題④「中絶は『不当な』殺人ではない」として展開されている。

前者は胎児はどの時点から人間であるかという「線引き」問題として登場したが、そこには大きく分けて三つの立場が見られる。すなわちまず保守主義はカトリックに代表されるように胎児は精神の瞬間から人間となるという立場を探る。しかし宗教的前提なしでも、人間の遺伝子を受取る受精時から人間であるとする論者も少なくない。この立場からすれば中絶は一切許容されえないこ

となる。この対極に立つ自由主義の人々は出生時を境界とし、それゆえ胎児は人間ではなく、中絶は盲腸の除去と何ら変わりはないと主張する(この立場は現在では、ほとんど後述の「バーソン論」に吸収されている)。また両者の中間の立場の人々は境界を授精と出生の中間の時点に設定する。例えば伝統的基準としては胎動の時点、また人間を脳の機能に還元する脳死説の裏返しとして脳波の出現や大脳基幹部の形成の時点などが採られ、また実際に日本をはじめ多くの国で採用されている基準は自立的生存可能性である。

しかしこのような「胎児の成長のどの時点に線を引くか」という議論は、胎児の連続的な成長過程からの生物学的な微標の選択が恣意性をまぬがれないとため、結局水掛け論に陥りがちであることへの批判から、トゥーリーによつて生物学的な意味での「人間」と道徳的な意味での「人格」①「我々が、その生存権を認めるべき存在者」「我々の道徳的共同体の一員と認めうる存在者」とを区別し、「胎児が人格であるか否か」という道徳的次元こそを問題にせねばならないという提起がなされた。そしてこのようないいふ論者によつて展開されている。

それではこうした人格性の条件とはいいかなるものであろうか。論者はそれぞれに諸条件を挙げているが、しかしそこで共通なのは人間②自己意識的・知性的存在者という理解である。そしてそれは必然的に「線引き」の段階よりも境界線を引き上げ、胎児は人格ではないからすべての中絶は許容されうると結論され、また人によつては胎児だけでなく新生児や一部の大人にも生存権は認められないとさえ主張する。

しかしこうした条件 자체の根拠づけは各論者とも必ずしも明確ではない。例えばトゥーリーは権利と関心の原理から説明している。AがXに対してもAがXに対して関心を持つ場合であり、したがってAが生存権を持つのはAが自己の継続的生存に対する関心を持つ場合、すなわち自己意識的存在者である場合である。しかしこうした彼の説明も、そのままでは受け入れがたいと言わざるをえないであろう。

彼らは、言わば最初から「普通の人」が対等の権利・義務主体として向い合うような社会、そしてそのような社会の成員としての「人格」を自明のものとしているのではないか。もちろん従来の「線引き」の議論に対する彼らの批判の意義を充分認めるとしても、このようにバーソン論が「自己意識的で知性的な人間」という前提から出発して議論するならば、そもそも中絶や脳死に関する議論が問わねばならないのは、彼らの言う「普通の人」ではない存在者の位置についてであることを考えれば、それは建設的な議論とはなりがたいのではないかと思われる。

さて、もう一つの「中絶は『不当な』殺人ではない」とする立場として、トムソンの議論を最後に見ておきたい。彼女は、かりに胎児が人間や人格であると認めるとしても、なお中絶は許容されると主張するのである。

ここで論拠となるのは母親の自己防衛権・自己決定権の問題である。彼女によれば、母親の生存権と胎児の生存権どちらが優先されるべきかという議論は、対等な二者間の権利の対立とは大きく異なり、胎児の生存にとって必要な環境は母親自身のものであるがゆえに両者の関係は非対称的であり、そこでは母親の生存権こそが優先権をもたねばならない。さらにこれは母親の生命に危険がある場合に限らない。彼女の議論が合意するのは、母体は母親自身のものであること、それゆえ胎児に母体の使用権を与えるのは何よりも母親の自発的な同意以外のものではありえないこと、すなわち中絶するか否かはまずもって女性自身が決定すべきことであり、決して第三者や社会に強制されるべき事柄ではないという「自己決定権」の主張なのである。そして中絶を禁止する法律は、まさにこうした自己犠牲的行為を女性に強制しているのだと彼女は指摘する。

こうしたトムソンの議論は、確かにすべての中絶を正当化するわけではなく、また母親が胎児に対して負う責任という問題に関して曖昧さを残している。しかし当の女性自身の権利や立場を無視しては、中絶をめぐる議論は成立しないことを提起した点で意義深いものと言いうるであろう。

以上簡単に中絶をめぐる議論を概観したわけだが、これらは現在進行中の議論であり、しかも人間性・人格性自体までも問題化する射程をもつものであるため、一挙にこれらの問題を解決しうる定式を提出することはできない。しかし我々がさらに議論を進めていくためには、自己意識的・知性的存在者という人間観を乗り越える新たな人間理解を獲得すること、また単なる刺激一反応の枠内の「科学的」対象としてではなく、「他者」として胎児や脳死患者をとらえることが課題として残されているように思われる。